

令和3年度「県民の日」中央行事企画運營業務委託

企画提案募集に関する質問事項と回答（令和2年11月30日質問）

- Q 仕様書 4 著作権の譲渡等内にて「県は成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる」とあることから、3 委託業務内容（7）成果物の納品内に記載の「記録映像」も公式 youtube チャンネル等で配信できるということになると考えられるが、出演アーティスト、出演団体へは、千葉県が自由に使用できること（後日の配信やHP記録公開も行えること）を前提に選定すべきか。または、記録映像についてはあくまでも記録として、基本的には露出しないものと考えてよいか。
- A 仕様書 3（7）記録映像は、メディア、youtube 等での配信及び県ホームページ等には掲載せず、露出を想定していない。